

清初史に於ける二三の問題に就て

江嶋, 壽雄

<https://doi.org/10.15017/2339039>

出版情報 : 史淵. 42, pp.111-128, 1949-12-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

清初史に於ける二三の問題に就て

江 嶋 壽 雄

一、尼瑪蘭城・章佳城に就て

清祖發祥の地域並に興京周邊の六祖城址に就ては和田博士の高説及び高橋匡四郎氏の實地調査の結果が發表されて清初史の解明に多大の貢獻をされる所があつた。^{註1}特に今迄所在の不明瞭であつた五祖（第四祖覺昌安を除く）の城址（覺爾察城のみは盛京通志に城西の古城として姿を現してはゐるが）を發見された高橋氏並に同行の渡邊三三氏の勞は清朝前史の研究に確實な礎石を置かれたものとして清初史に興味を有つ者にとつては感謝に耐えない。さて太祖の世居部落について考察（別稿）してゐるうちに此の城址に關する問題に就て一二の疑問を懐いたので卑見を述べて御指教を仰ぎたいと思ふ。それは和田博士と高橋氏との見解が別れた尼瑪蘭城と章佳城との位置に就てである。高橋氏は滿洲實錄附圖の考察推定に基いて驛馬溝と腰嶺子とに夫々尼瑪蘭城址・章佳城址を發見せられてゐる。即ち「實錄圖記では蘇克素護河（蘇子河）を赫圖阿拉城の東方で南方に屈曲せしめて描いてゐるので、その流域に所在する尼瑪蘭城及び章佳城も當然その位置が變つて來

て居る。恐らくこれは紙幅の關係から已むを得ず斯くなつたものであらう事は一見して明かである。但し實錄圖記を素直に見ると兩者共赫圖阿拉城の東北方餘り遠からぬところの蘇子河北岸にある事が略々推定し得られると思ふ」と。成程それは紙幅の關係で距離や方向は幾分歪められてはゐるが、併し又可能な限りに於て正しく圖様化しようと試みたものではあるまいか。例へば方向に就て云へば覺爾察城が赫圖阿拉城の西方に在り、阿哈伏洛城もそれを山寨として呼蘭哈達の西部山麓台岡上に位置せしめれば略々西方と云へるし、尙その附近から蘇子河が稍曲折して西北方へ流れ去る事も實錄附圖は示し得てゐる。和恪噶善城が西北に當る事も舊老城が南方（是は附圖のは少し西に偏つてはゐるが）に位置する事も略々正確さを保つてゐる。とすれば問題の兩城の方位も大体正しく示してゐるのではなからうか。即ち尼瑪蘭城は老城の東北方に、章佳城は東方に求めねばならぬのではなからうか。

更に赫圖阿拉東方に於ける實錄附圖の蘇子河の灣曲を紙幅の關係であると高橋氏は云つて居られるが、是は附圖に示す距離が當にならぬ事を知り乍らやはり距離にとらはれてゐられるのではないか。十萬分一地圖を見ると、赫圖阿拉東方腰嶺子附近より蘇子河が正しく南方に曲折してゐる事が解る。實錄附圖の赫圖阿拉東方での曲折は必ずや此の灣曲を寫したものであるに違ひない。此の曲折が特徴的である點から云つてもさうだと思はれる。ただ附圖では赫圖阿拉より腰嶺子までの距離がそれこそ紙幅の關係で著しく縮められ、反對に腰嶺子から大子營に至る灣曲部の距離がやや擴張して描かれてゐるに過ぎないと思はれるのである。此の事は附圖に示す蘇子河北岸乃至東岸即ち赫圖阿拉對岸より章佳城の南で蘇子河が再び東方へ（上流へ向つて）

方向を變へんとする所までの地形を、十萬分一地圖の地形に對照して見る事によつて一層明かに知り得るのである。附圖の赫圖阿拉對岸に描かれた四つの山峰は地圖の那家堡子直北の三二七高地を中心として西は河北の河字の北方の山から、東は驛馬溝の山までを表はし、(その西は永陵南の平地、次いで啓運山を附圖は明瞭に示してゐる。)驛馬溝山の次に平地(即ち尼瑪蘭と記した部分)を示した所が地圖の驛馬溝口から腰嶺子間の溪谷平地を表はし、更にその南の一山は腰嶺子山を、次の平地(章佳と記す部分)は東石廠の平地を、次の一山は東石廠南の蘇子河灣曲部に突出してゐる山を、そして更に蘇子河を挟んで皇寺東溝の山(その南側を里加河が西流してゐる事も、附圖と地圖とは全く一致する)を表はしてゐるのである。圖様化され伸縮されてはゐるけれども、實錄附圖の地形が十萬分一地圖に全く一致してゐる事が以上で明かである。とすれば我々は實錄附圖をもつと素直に受取つて、その示す地形や方位などは生かさねばならぬと思ふ。

以上に述べた實錄附圖と地圖との校合並に附圖の示す所に従へば、だから高橋氏が章佳城に比定された腰嶺子の城址こそ實は尼瑪蘭城であり、章佳城はそれより南、或はやや南東即ち東石廠南に於て蘇子河が西流して來て北方に轉する曲折部に東北より突出してゐる山端の北部の一角か、或は東石廠平地周邊の山麓・台岡上に求めねばならぬと思はれる。そこは又興京老城の略々正東に當り、實錄附圖に示す方位にも叶ふわけである。なほ、此の二城址を尼瑪蘭・章佳と比定せられるに就ての今一つの根據を提供する驛馬溝河即尼瑪蘭河、旺戸屯河即章京河説は氏の誤解に基づく(次節)ものと思はれるので、此の根據よりする兩城の比定はその立脚地を失ふものとしてここでは採り上げない事とする。

では驛馬溝河口東の小山城は如何なる城址かと云へば、ニングタの六祖族が居住した六城から更に後年に分れ住む様になつた居城のうちの一つか（六處より十二のガシヤンに分れ住んだと云ふ實録の記事は興京盆地に於ける出來事ではないと思ふので、その十二ガシヤンの一つとは云へない―第三節参照）或は六祖の興京盆地進駐前に此の地方を占據居住してゐて、ナダグタ、ウユンタの名を以て實録に記されてゐる部族の山寨の一つであると思つて差支えないと思ふ。類似の小山城址は興京周邊に於て尙幾つか發見される可能性があるのである。

註1 和田博士

清祖發祥の地域について（池内博士還曆記念東洋史論叢）

高橋匡四郎氏

蘇子河流域に於ける高句麗と後女眞の遺蹟

二、章京河・尼瑪蘭河に就て

以上の兩城の問題に關聯して尼瑪蘭河と章京河の比定であるが、高橋氏は尼瑪蘭河を驛馬溝河に、章京河を旺戸屯河に比定せられ、その根據としては康熙の盛京通志に兩河が夫々「由興京門之北流入蘇子河」とある故に老城の直ぐ北で蘇子河に注ぐ河であらねばならぬこと、更に乾隆四十三年（乾隆四十三年奉勅同四十九年刊）の盛京通志に章京河に就て「又西爲夾河窩集」とあるその夾河窩集が現在の永陵街と老城との間に於て北より蘇子河に注ぐ夾河流域一帯の森林を指すと考へられる故に、章京河は夾河の東方の河でなければならぬことの二點を擧げられてゐる。

註1

さて盛京通志（康熙のものを見るを得ないので乾隆十二年刊のものに據る。是は康熙本を少しく簡略にした程度で殆んど同文である。ただ問題の兩河に就ては康熙本が夫々の河の下に殆んど同文の説明をしてゐるのを、乾隆十二年本は兩河の説明文を一つにまとめて簡略化してゐる。）でも大清一統志（乾隆九年刊本）でも蘇子河に流入する河を記するに上流から、或は逆に下流から順次に擧げてゐることは疑なし。

蘇子河 城北半里。源出呼倫嶺。經尼瑪蘭・及章京・馬家・哈當阿・立發等諸河。會即爲蘇子河。……

哈當阿河 城東北二十五里。源出永吉州納魯窩集。西入邊。會蘇子河。

馬家河 城東北三十里。源出納魯窩集。西入興京邊。會蘇子河。

章京河 城東北三十二里。

尼馬蘭河 城東北三十五里。與章京河俱出納魯窩集。西流由興京門之北入蘇子河。（盛京通志卷七）

（一統志は老城より各河の蘇子河流入點までの距離のみを夫々各河名の下に記し、「俱發源納魯窩集。西流興京邊。入蘇子河」と一括して説明してゐる。）

尙高橋氏所引の康熙本の問題の兩河の條を比較のために轉載させて置く。

章京河 城東北三十二里。源出納魯窩集。由興京門之北流入蘇子河。

尼馬蘭河 城東北三十五里。源出納魯窩集。西流由興京門之北流入蘇子河。

右のうち、馬家河が今の馬家溝を流下して蘇子河に注ぐ馬家河即孫大夫溝河であることは、名稱がそのまま残つてゐる事、老城からの距離も略々當つてゐる事より見て誤りあるまい。とすれば章京・尼馬蘭兩河は馬

家河より更に上流に在ると考へる方が合理的である。夾河窩集を夾河流域のみに限るべきか、もつと廣く驛馬溝附近をも含めるべきものであるかは明かでないが、「又西爲夾河窩集」とある事より章京河の西岸流域が直ちに夾河窩集と呼ばれねばならぬとまで窮屈に考へぬでもよい。要するに夾河窩集に餘り遠からぬ東方の河であれば差支えないわけである。例へば戰蹟輿圖で云へば夾河窩集と章京河との間は章嘉城を記すのみで空白である。かかる乾隆時代の地理的知識では城東北三十二里にある章京河に何等かの説明を加へんとして「又西爲夾河窩集」とするのは寧ろ當然である様に思はれる。その中間に附圖に記載されない小河川や小山塊があつても少しもかまはないのである。従つて「西爲夾河窩集」と云ふことから旺戸屯河即章京河と云ふことにはならぬ様に思はれる。

次に「由興京門之北流入蘇子河」の興京門であるが、是を高橋氏は老城の城門と誤解してゐられる様である。興京門は老城城門ではなく興京邊門である。大清一統志（卷二十九）に

興京邊門。在城東南三十里。南至讎厥門一百十里……

とあり、盛京通志（卷三十三—乾隆四十九年本）には

旺濟邊門城東南三十里……

とあるのによると興京邊門即旺濟邊門である。而して乾隆十二年本の盛京通志の圖の部の「盛京輿圖」や「奉

註²

天將軍所屬形勢圖」等には柳條邊門の名を記するに「鳳凰城邊門・驪陽門・讎厥門・興京邊門・英額門……」とし、乾隆四十九年本の方には「驪陽門・讎厥邊門・興京邊門・英莪門……」としてゐる。一では

齋廠門と記し他では齋廠邊門と記してゐるのであり、又邊門の多くは英額門の如く邊字を除いても呼ばれたのである。是を以て推すと興京邊門が興京門とも呼ばれたと考へて間違ひないであらう。更に興京門が老城門でないことを示すと、滿洲源流考（卷十四）の長白山の説明中に、

又按長白山。…分爲兩幹。其一…其一繞山之西而北亘數百里。以其爲衆水所分。舊謂之分水嶺。西至於興京邊。茂樹深林暮天翳日者。土人呼爲納魯窩集。從此西入興京門爲啓運山。

とあるが、此の分水嶺が走入する興京門が老城門である筈はなく、興京邊門か、或は邊牆を指すと考へねばならぬ。新しい所では興京縣志（卷十一）柳條邊の條に

清初置柳爲柵。以限邊圍。…北由開原境英我門入境。東繞興京門。南過城廠門。入本溪境。

とあり、是は明かに興京門即興京邊門であることを示してゐる。かくて興京邊門即興京門は東南三十里、章京河は東北三十二里、尼馬蘭河は東北三十五里、正に兩河が「由興京門之北流入蘇子河。」といふ机上の計測が成立つてはいないか。

以上の如く尼馬蘭河を驛馬溝河に、章京河を旺戸屯河に比定された根據が一は決定的なものでなく、一は誤解によるものであるとすれば、やはり此の兩河は新兵堡方面に求める方が自然であり、正しい様である。前記の蘇子河に流入する諸河の順序から云つても、東北三十二里、或は三十五里とある點から云つても、而して戰蹟輿圖に一面山の西に章京河と記してゐる事から云つても、此の兩河は共にか、或はその一河かは新兵堡の溪谷平地を流れる河でなければならぬ。併し問題は尙殘る。その一は興京門が現代の旺清門或は舊門

とすれば「城東南三十里」は明かに誤りである。その二は章京河・尼馬蘭河共に「由興京門之北流入蘇子河」とあり、兩者何れも直接蘇子河に注き込む如き表現をしてゐるが、新兵堡方面に納魯窩集即龍岡山脈より發源して蘇子河に流入する河で記載するに足る河が五里河（現在名）より外に見當らぬ事である。

第一の問題に就ては大清一統志に、「蘇子河……源出邊外呼倫嶺」とする呼倫嶺を偏嶺とすれば是は蘇子河源ではなく、若し又分水嶺とすれば舊門・旺清門何れを基としても邊外とは云へない様に思はれる。従つて蘇子河源たる分水嶺を呼倫嶺とし、邊外なる語を生かせば、邊嶺は舊門より更に西方を走つてゐた時代があつたのではないか。そして興京邊門が城東南三十里と記して正しかつた時代があつたのではないかといふ推測も成立つのであるが、清代柳條邊牆に就て無知であるので暫らく此の問題は措き、後考に俟ちたい。併し章京河・尼馬蘭河の「由興京門之北流入蘇子河」といふ記述は、「興京邊門城東南三十里」と云ふ記述と對應してゐる事は明かであるから、興京門が老城東南三十里に在る事の事實性は疑はしくとも、兩河の比定には此の記述をそのまま受け取つて差支えなく、寧ろさうする事の方が正しい比定を得る様に思はれる。従つて城東南三十里と云はれる興京門の北方で蘇子河に流入すると云ふ點では新兵堡方面こそ正しくその條件を充すものであると云へる。

第二の問題は馬家河（孫大夫溝河）の流入點より程遠からぬ上流で北方より蘇子河に流入する河が新兵堡溪谷の五里河の外に無いので困つた問題であるが、解決出来ない事はなさうである。先づ光緒三十二年編輯の興京廳郷土志を見ると兩河を次の様に説明してゐる。

尼瑪臘河 源出本境老岡。經城東北三十五里。西流入章京河。今呼爲一面山河。

章京河 源出本境老岡。由東北流來源二十餘里。經流城東北三十二里。會尼瑪臘河。同入蘇子河。即新兵堡北河

なほ、興京縣志(卷一)には

五里河 源出黃旗溝及石碑溝中。西流三十里。入蘇子河。

とあるので興京廳鄉土志が章京河とせるものが興京縣志の五里河に相當する事が解る。さて新兵堡北河(蘇子河との會流點より下流を光緒時代に新兵堡南河と稱した―興京廳鄉土志)の來源を以上の二書をもととして列擧すれば、

A 一面山方面より來流するもの。(冷家溝を流下するものは今便宜に是に併せる。)

B 石碑溝を流下するもの。

C 黃旗溝を流下するもの。

との三があるわけである。而して蘇子河會流點に最も近いものはCである。

以上の事を考慮に入れて再び盛京通志に戻つて考察してみたい。康熙本で章京河は「城東北三十二里」とあり、尼馬蘭河は「城東北三十五里」とあるものが、乾隆四十九年本では何故に兩河共「城東北三十五里」となつたのであらうか。重修に際しての錯誤であらうか。それとも修正であらうか。それは暫く措き、康熙本に據るにせよ、乾隆本に據るにせよ、蘇子河北岸の納魯窩集より發源し、城東北三十二里若くは三十五里

の新兵堡方面で蘇子河に流入する河で記載するに足るものが現實に一しかないので、兩河名を記してゐるのは、此の兩河が結局は下流に於て合流して一河を成してゐると考へざるを得ない。乾隆本の修正を認め得れば尙更である。それは城東北三十五里、正に同一地點を兩河が流れる事を意味せしめてゐるのである。後年の編纂に成るとは云へ、興京廳郷土志が兩河の合流を認めてゐるのも此の場合有力な一證據を提供するものである。

新兵堡北河（五里河）の來源が前記の様に三あるのであるから、その上流に於ては三乃至二の河名があつたと見て間違ひない。その一が尼馬蘭河であり、他の一が章京河であつたのである。しかも此の新兵堡北河の本流をAと考へるか、B若くはCとするかで同じ此の河の名が下流に於ては二様に呼ばれ得る。即ち或者は兩河合流點以下を尼馬蘭河と呼び、或者は章京河と呼んだであらう。かうして三の來源が結局一に會流するCの合流點以下、蘇子河流入點以上は尼馬蘭河とも呼ばれ、章京河とも呼ばれ得たわけである。ただその上流は本來各々個有の河名を有つものであつた事は云ふまでもない。ただ該地方の實地に疎い中央の史官が下流の河名より推測した場合に、上流の個有の河名すら混亂を來たす事は充分考へ得るし、その土地に於ても同様の混亂が惹起される事もあり得る。尼馬蘭河が章京河になり、章京河が尼馬蘭河を以て考へられた事もあつたであらう。否その一を以て全部を表はす事も行はれたであらう。高橋氏が述べてゐられる内府地圖には尼馬蘭河が見え、戰蹟輿圖には章京河が代つて見えてゐるが如きはその一例と見得ると思はれる。

さて以上の考察が認められるならば問題は甚だ簡單となる。後は盛京通志に云ふ通りに従つて差支えな

る。即ち康熙本乃至乾隆十二年本に章京河が城東北三十二里、尼馬蘭河が城東北三十五里として兩河の老城よりの距離の遠近を示し、更に乾隆四十九年本に兩河が錯誤しない様にわざわざ章京河に「西爲夾河舊集」と説明を附加してくれてゐるので、Cを章京河と比定して誤りあるまい。尼馬蘭河は西流してとあるから現在の十萬分一の地圖で云へばBの方と見るべきであるが、盛京通志の方位觀念は現在と稍狂つてゐる様であるからAとも考へ得る。AもBも納魯窩集から出てゐるので條件は等しく、何れが何れとも云へない。興京廳郷土志の説を認めてAとしてもよいのであらう。併し此等の河名は結局は六祖の六城に關係があると見られる。興京移住後の六祖の六城が接近してゐた事から推して、興京移住以前更に勢力の微弱であつた六祖が遠く離れて分住してゐたとは思へない。恐らくAとBの合流點附近に舊尼馬蘭城があつたのであらう。従つてその附近を中心に、Cとの合流點以上が尼馬蘭河と呼ばれ、遂にはA Bの上流をも尼馬蘭河を以て稱する様になつたと見てよいのではあるまいか。

かうして康熙本の場合には新兵堡北河の本流を章京河として記述したものと云へる。即ち老城より馬家河の蘇子河流入點までを三十里とすれば、章京河の蘇子河流入點まで三十二里、章京河と尼馬蘭河の合流點まで三十五里と大体の距離の割合は正しくなつてゐる。しかも一方では蘇子河への流入點まで尼馬蘭河と呼ぶこともあり得たので、換言すれば尼馬蘭河が直接蘇子河に流入するとも考へられ得たので、距離と此の事實とを機械的に結びつけて、尼馬蘭河に就て「城東北三十五里……西流由興京門之北流入蘇子河」と記述し、恰も章京河の流入點より上流に於て直接蘇子河に流入すると思はせる様な不完全な表現をしてしまつたものの

様である。乾隆四十九年の重修本に於ては尼馬蘭河とも章京河とも呼ぶ事の出来る兩河の會流點以下をどちらかに決定することを避けてか、或は決定し得ずに、そこより上流は夫々固有の名を以て呼び得る兩河の會流點までを採り、その會流點までの距離を夫々城東北三十五里と示し、何れも蘇子河に流入するとして矢張り合流の事を云はず、恰も東北三十五里にて兩河が別個に蘇子河に流入すると解される如き難解な記述としてしまつたものであらう。或は東北三十五里の語を以て合流の事實を示し得たつもりであつたかも知れぬが、要するに中央史官の机上編修の未熟に終つたものと考へられる。

註1 高橋匡四郎氏 前掲論文

註2 周家璧氏「滿洲の柳條邊」には旺清邊門（距城東三十里）と興京邊門（距城東南三十里）とを別個のものとして

あるが、何に據つたものか不明である。恐らく前者の城東南を城東と誤つた事に由るのではなからうか。

三、六城十二ガシャンに就て

以上により新兵堡方面に章京河・尼馬蘭河が存在したとすれば、興京盆地に於ける六祖六城以前の原初的なニングタベイレの分居の姿も推察されてくる。戰蹟輿圖には一面山の西南に章京河と記し、更にその西南に章嘉城と記してゐるが、此の章嘉城は興京老城東方の東石廠附近にあつたであらう六祖六城中の章佳城と見るより、明かに章京河と結びつけて記した如き戰蹟輿圖の記載の様子から見て、それと異なる章嘉城とされねばならぬ。^{註1} 乾隆四十九年年版の盛京通志に

章嘉城 城東北三十餘里。北曰貝歡寨。西曰馬前寨。

とあるのは此の場合重要な參考資料となる。元來、康熙・乾隆時代には既に六祖六城中、赫圖阿拉城及び覺爾察城を除き他の四城址は解らなくなつてゐたらしい事は、乾隆十二年版、(康熙版も同様と推測される)同四十九年版の盛京通志の興京境内城堡中に、老城の外は城西四里の古城即ち覺爾察城のみを擧げてゐる事によつて明かである。では四十九年版盛京通志は城東北三十餘里の章嘉城を六祖六城中の章佳城に比定したのではないかと云ふ想定が一應考へられるが、それにしても章嘉城の説明に少しもその事に觸れてゐないのである。更に六祖六城が赫圖阿拉即ち興京老城の周圍遠きも二十里、近きは五里と云はれる範圍内にあつた事は實錄初卷に明かな事であり、盛京通志の編輯に参加した程の者、特にその首腦の地位に在つた者が知らぬ筈はない。その編輯者が尙且此の章嘉城が城東北三十餘里に在ると記したのは、六城中の章佳城と異なる城として採り上げられたものと見て誤りあるまい。とすれば老城周邊に在る六祖六城中の章佳城よりも後世までその址を残した章嘉城が老城東北三十餘里の所に在つたと云はねばならぬ。(その位置は章京河の蘇子河流入點附近から、尼馬蘭河との會流點附近までの間に求めねばならぬと思ふ)此の章嘉城こそ六城中の章佳城の源流であつたと考へられる。

是は清初史に於て重要な一事實たり得る。既に和田博士の論ぜられた如く、清祖發祥の地が新兵堡方面にあつた事を更に確實にする史料であると共に、清初史の解明に幾多の示唆を興へ得るものと考へられる。元來乾隆四十年代に至り阿桂等が乾隆帝の勅を奉じて盛京通志の再編纂をした宗旨の一は、康熙の盛京通志

が敘事簡略に過ぎるのを補遺修正するにあつた。そこには帝の意に阿つた粉飾が行はれる危険性があつたが、又一面には康熙本に表れなかつた史料が幾つも附加されたのも事實である。さて通志を補修するに當つては必ずや後年の例に見る如く、滿洲各地から種々の調査報告の冊檔が蒐められたに違ひなく、その際與京よりの報告中に此の章嘉城に就て述べる所があつて、康熙の通志に無かつた章嘉城が乾隆重修本に姿を見せることになつたのであらう。「章嘉城・城東北三十餘里……」の記事には何等粉飾の痕跡はなく、生の史料をそのまま投げ出したと云ふ感じである。而して六城中の章佳城と此の章嘉城との關係其の他に就て、何等の考證解説が施されなかつたのは、その手掛りをつけ得なかつたのか、或は考證を進める事によつて實錄其の他の清側記録に伏せてある史實を暴露する恐れがあつたのではなからうか。併し清祖發祥の地である新兵堡方面五里河流域に章嘉城があり、移住した興京盆地に同名の章佳城があるのであるから、此の二つの城の關係は自ら明かであると云つてよいであらう。

城東北三十二里に章京河があり、その河名と密接な關係があるとされる章嘉城（古章佳城）が城東北三十餘里、正に章京河の流域にあつたのであるから、城東北三十五里を流れる尼馬蘭河と密接な關係をもつと見られる尼馬蘭城は必ずやその流域になければならぬ筈である。發見された老城周邊の尼馬蘭城は尼馬蘭河とは何の關係も有たない。それ等の城は全て清祖一族が興京盆地へ移住した後に作られたものであるからである。とすれば移住以前、六祖がまだ新兵堡方面に在つた時、分任してゐた今一つの尼馬蘭城が、即ち尼馬蘭河といふ河名と地域とにしつかり結びついてゐた筈の本來の尼馬蘭城が尼馬蘭河流域にあつたに違ひない。

是等の古章佳城、古尼馬蘭城は何れも興京老城周邊の六祖城中の夫々同名の城の源流をなすものである。
更に覺昌安・塔克世の據つた赫圖阿拉城註³の源流は申忠一の建州紀程圖記に云ふ太祖世居部落註⁴と考へねばならぬが、此の太祖世居部落もヘツアラと呼ばれたものではなかつたか、少くとも赫圖阿拉城の名の由つて來る所は此の世居部落にあつたと見得るのではないかと思はれる。二道河子築城以前、正しく太祖がその世居部落にあつた當時、はるばる嘉木湖のガシャンから來歸し、太祖擧兵以來その勢力の一支柱となつてゐた噶哈善哈思虎が薩木占に殺されたので、その屍を取りに行かうとして兵を集めたが、薩木占と同謀の一門の者共が集らず、大いに怒つた太祖が鎧着け馬驅りて、「城の南の *Heu ala* (横の岡)」で示威をしたとあるが、これによれば太祖世居部落は此のヘツアラの山麓に據つてゐた事が知られる。即ち世居部落は正にヘツアラに城築きて居つたガシャンであつたのである。此のガシャン、或はホトンが無名であつた筈はない。恐らくそれはヘツアラのガシャンと呼ばれ、或はヘツアラのホトンとも呼ばれたのであらう。そのヘツアラが元來固有名詞であつたとしても、普通名詞であつたとしても少しもかまはぬが、ヘツアラのガシャン、ヘツアラのホトンと呼ばれる事になれば、既にその名稱は固有名詞の性質を有ち、遂にはヘツアラそのものも一個の固有名詞化されて來たであらう。興京老城の據る台岡が覺昌安の移住占據以前から同じくヘツアラ (*Heu ala*) (赫圖阿拉) と呼ばれてゐたものか、固有名詞であつたか普通名詞であつたか、覺昌安の占據が偶然の暗合にあつたか、意識的に以前の地名と世居の古城名との一致をねらつたものかは今俄かに決定出來ないが、世居部落がヘツアラのガシャン、ヘツアラのホトンと呼ばれ得た可能性が充分あつたことや、章佳城並びに尼

馬蘭城の例から推定すれば、ヘツアラと呼んだ世居部落の城名を移したものとするのが最も確かなところであらう。とすれば此の場合も興京盆地に於ける赫圖阿拉城の源流は新兵堡方面にある太祖世居部落たる古赫圖阿拉城にあるとせねばならぬ。

興京盆地に於ける六城の名は「新兵堡方面にあつた六城の名をそのまま西に移したのでなければ、興京盆地の要處の中から特に六祖に縁故の深い地點を六所だけ擇んで斯く名づけたものであらう。」と云はれてゐる。此の二つの場合に於て、章佳、尼馬蘭・赫圖阿拉三城の例より推すと前者の推測が確かに的中してゐると云へる。此の新舊の六城が同名であつたと云ふ所に六祖分居の記事に一つの混亂が惹起されてくる。滿洲實錄に據ると六處分居の記事と、十二のガシャンに分れ住んだとある記事の中間に、ウユンタ、ナダントタ服の記事を挟んでゐる。ウユンタ、ナダントタ、二族の斃滅以前にニングタ・ベイレ一族の興京盆地移住は到底考へ得られないのであるが、實錄には二族征服以前に興京盆地に於ける六祖分住の事を記してゐるし、而もその城址は既に高橋氏の力によつて略々確かめられてゐるのである。此の矛盾はどう解決されねばならぬのであらうか。恐らく此の六處分住の一個の記事の中には、二族征服の前後に於ける類似の二つの事實が重なり含まれてゐるのである。即ち二族覆滅以前に於ける六處分住の事實が一つ。二族覆滅以後に於ける六處分住の事實が一つ。前者は新兵堡方面に於ける事件であり、後者は興京盆地に於ける事件である。新兵堡方面に於て、古ヘツアラ城・古章嘉城・古尼馬蘭城・古覺爾察城・古阿哈和洛城・古和洛嘴善城の六處に分住してゐた六祖の同族は、興京盆地のウユンタ、ナダントタ二族を亡ぼした後、一部の家族奴婢を夫々の古城に

残留せしめその大部隊を以て興京盆地に進駐し、そこで再び原住の六城と同じ城名をつけた六處の新城に分れ住む事になつたのである。六處分居↓二族征服↓十二ガシャン分住の十二ガシャンとは此の興京盆地の新六城と新兵堡方面の舊六城とを云ふのであり、實錄に云ふ二族征服前の興京盆地に於ける六處分住は、實は二族征服後の分住を指すのであると共に二族征服前の新兵堡方面に於ける六處分居を暗示してゐるのである。ニングタベイレ一族の興京移住は萬曆初年と考へられるから、必ずやかの萬曆五年に於ける奴爾哈赤九歳の時の分居の記事は此の時の古城残留を意味し、「奴僕家畜多く與へざりき」とは單に財産分讓の僅少であつた事を云ふのみでなく、此の時の残留部族の少なかつたこと、換言すれば興京移住部族の多かつたことを意味するのであらう。清朝側諸記録では興京盆地を祖居とする立場をとつたためか、或は新舊六城が同名であつた爲か、此の二回に互つた六祖同族の六處分住の事實を結合若くは誤解して一個の事實であるかの様に記述したために、ここに清初史のより一層の不明と混亂とが胚胎されて來てゐるのである。

以上諸先學の驥尾に附して清初史の解明のために卑見を述べたが、未熟誤解の考察が多い事と思ふ。御叱正を願つてやまないものである。

註1 章佳も章嘉も共に滿洲語は *Janggiya* と同音である。

註2 和田博士、前掲論文

註3 赫圖阿拉到覺昌安、塔克世が居住したか否かの問題は實錄通りに受取つて差支ないと思ふ。彼等が新兵堡方面の世居部落から興京盆地に移駐占據した處が世居部落の名と一致したものであらうと考へられ、その世居部落がヘツアラのガシャン、ヘツアラのホトンと呼ばれたと推測されるから（本文後述）赫圖阿拉こそ覺昌安、塔克世が

移駐後住みついた處であつたに違ひない。

たゞこゝで問題になるのは祖居赫圖阿拉の祖居である。實錄を見ると此の分居の前に開國傳説が置かれてゐる。此の傳説と史實とを結びつける作用をしてゐるのが祖居赫圖阿拉であるが、最近の研究によれば赫圖阿拉城の地は高句麗城址であると云ふ。即ちそこは興京盆地中の要害であり、古くは女真人の偉大なる祖先達の居住した場所であつたであらう。偶々ウユンタ、ナガンタ攻滅に最も力を盡し、六祖一族中最も優れた軍事的能力を有つてゐたらしい覺昌安の家族を中心とした一族がそこを占據したとしても不思議ではなく、そしてその赫圖阿拉が一部の建州女眞の大酋の活躍の基地と考へられ、彼等の傳説と結びつき、延いてはその祖居を占めた清朝の現實の先祖と、是等の歴史的な酋長達とを系圖化する契機ともなり、開國傳説の創作にまで進展したものであらう。

註4 太祖世居部落に就ては別稿に譲るが稻葉博士の佟家堡子説は誤りであると考へる。和田博士の新兵堡方面説も莫然としてゐる。卑説は馬家河（孫大夫河）の下流域、東下堡、若くは王家堡子附近に在つたとしたい。

註5 滿洲實錄卷一

今西春秋氏譯、滿和對譯、滿洲實錄三十三頁

註6 和田博士 前掲論文

附記

一九四五年奉天で本稿を書き終えて間もなく八月五日應召、そして終戦、虜囚生活三年、その間遠く天山北路のほとり、イリの町に近いアルマ・アタにも二年を過した。本稿は勿論、粒々と蒐めた藏書も、在滿した家族の安否も、一切が絶望視された期間もあつた。一九四八年六月歸國してみると、家族と共に本稿も無事であつた。十才になつた長女夏子のルユック、サックの底に塵紙として税關の眼を免れたとのこと。他の原稿、恩師重松先生より拜借中の滿和辭典は妻が持参したため没收の憂目に會つたのに本稿は幼女の背に在つたがために無事なるを得たのである。本稿を現在に於て訂正もせず發表する筆者の感傷に御寛恕を願ふ次第です。